

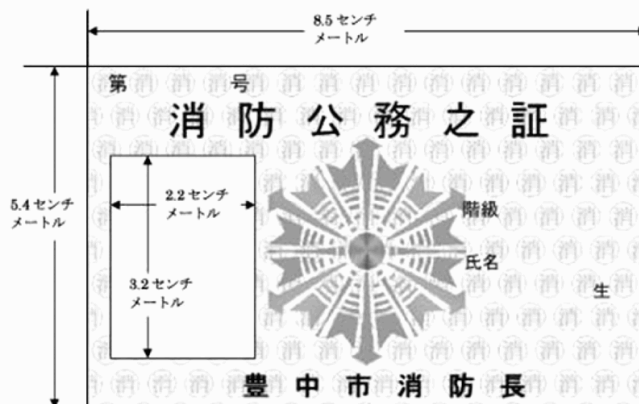
○豊中市消防法施行規則

昭和37年7月16日

規則第20号

第1条 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条第2項（第16条の3の2第3項，第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による消防職員の立入検査に使用する証票は，次のとおりとする。

(表)



(裏)

1. 本証は、消防職員の身分を証明するものである。
2. 本証は、消防法第4条第2項(第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む)の規定により発行したものである。
 - (1) 検査の際は、本証を提示すること。
 - (2) 本証は、本人以外の者に貸与又は使用せしめてはならない。
 - (3) 退職のときは、すみやかに返納すること。

- 1 地模様及び雪結晶模様の色は、消防長が定める。
- 2 文字の色は、黒色とする。

第2条 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条に規定する市長が定める方法は、豊中市消防長等公告例（昭和23年豊中市消防長告示第1号）による掲示及び市のホームページへの掲載による方法とする。

第3条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、気象条件が次の各号のいずれにも該当し、かつ、これを必要と認めるときに発令する。

（1）実効湿度が60パーセント以下となり、かつ、最小湿度が40パーセント以下となる見込みのとき。

（2）最大風速（10分間平均風速の最大値をいう。）が毎秒10メートル以上となる見込みのとき。

2 前項に定めるものを除くほか、火災警報の発令及び解除の伝達その他火災警報について必要な事項は、消防長が定める。

第4条 法第16条の3第2項及び第24条第1項の規定による通報場所は、消防局又は消防署（分署及び消防出張所を含む。）とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 豊中市消防法施行規則（昭和23年豊中市規則第22号）及び消防手数料条例施行規則（昭和26年豊中市規則第7号）は、廃止する。

附 則（昭和49年9月10日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第43号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に貸与されているこの規則による改正前の豊中市消防法施行規則に規定する証票は、この規則による改正後の豊中市消防法施行規則に規定する証票が貸与されるまでの間、これを用いることができる。

附 則（平成15年3月31日規則第9号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に貸与されているこの規則による改正前の豊中市消防法施行規則に規定する証票は、この規則による改正後の豊中市消防法施行規則に規定する証票が貸与されるまでの間、必要な修正を加えた上これを用いることができる。

附 則（平成１７年３月３１日規則第２０号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年１０月３０日規則第７３号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に貸与されているこの規則による改正前の豊中市消防法施行規則に規定する証票は、この規則による改正後の豊中市消防法施行規則に規定する証票が貸与されるまでの間、必要な修正を加えた上これを用いることができる。

附 則（平成２７年３月２５日規則第２９号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

